

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 8 月28日
【発行者の名称】	アスミホールディングス株式会社 (Asumi HD Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷岡 哲広
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市須磨区天神町四丁目 4 番35号
【電話番号】	(078)742-6682 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部長 神代 丈生
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	アスミホールディングス株式会社 https://asumi-hd.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 中間連結会計期間	第3期 中間連結会計期間	第4期 中間連結会計期間	第2期	第3期
決算年月	自2023年12月1日 至2024年5月31日	自2024年12月1日 至2025年5月31日	自2025年12月1日 至2026年5月31日	自2023年12月1日 至2024年11月30日	自2024年12月1日 至2025年11月30日
売上高 (千円)	3,994,881	2,585,235	2,683,490	6,317,128	5,318,887
経常利益 (千円)	362,369	152,601	245,643	148,044	328,535
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	239,939	104,773	171,461	135,632	222,849
中間包括利益又は包括 利益 (千円)	239,939	104,773	171,461	135,632	222,849
純資産額 (千円)	600,705	601,171	890,709	496,398	719,248
総資産額 (千円)	3,124,072	2,537,705	3,103,941	2,354,503	2,865,381
1株当たり純資産額 (円)	172.37	172.50	255.58	142.44	206.38
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	68.85	30.06	49.20	38.92	63.95
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.2	23.7	28.7	21.1	25.1
自己資本利益率 (%)	49.9	19.1	21.3	31.6	36.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	19.5	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,410,701	125,913	130,436	1,468,036	19,466
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△22,425	13,304	△107,715	△38,832	△39,300
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△977,163	39,992	142,964	△1,311,638	77,394
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	600,134	545,797	589,833	366,587	424,147
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	79 (—)	76 (—)	71 (—)	79 (—)	77 (—)

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 株価収益率について、第2期中間期は当社株式が非上場であるため、第3期中間期、第3期、及び第4期中間期は期中の取引実績がないため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は平均人員を()内に外数で記載しております。

5. 2024年2月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
総合建設事業部門	40 (一)
デベロップメント事業部門	2 (一)
鉄道関連等建設事業部門	12 (一)
建設資材製造販売総合商社事業部門	17 (一)
合計	71 (一)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は期中の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	6
---------	---

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、グループ内の子会社との兼任となっております。
2. 当社は、当社グループの経営指導を行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するとともに個人消費や設備投資が持ち直し、インバウンド需要が旺盛な中、穏やかな景気回復基調が続きました。一方で、国際的な情勢不安の影響による世界的な資源・エネルギー価格や物価の高騰が続き、先行き不透明な状況が続きました。

建設業を取り巻く環境は、国内の公共投資の分野では、国民の安全・安心の確保の為に国土強靱化やインフラ老朽化対策の着実な推進、前年度からの経済対策と合わせて切れ目のない予算執行により堅調に推移しました。民間投資も、旺盛な物流や都市再開発の需要に加え、企業業績の回復を背景に堅調に推移しました。一方、建設資材価格が幅広い品目で高騰し、コスト上昇圧力となっていることから、依然として厳しい経営環境が続いております。

また、不動産開発の分野では、地価の高止まり、金融機関の金利引き上げに伴う金利上昇の懸念拡大など楽観視できない状況は続いております。

こうした状況のもと、当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高2,683,490千円（前中間連結会計期間比3.8%増）、営業利益248,179千円（同60.9%増）、経常利益245,643千円（同61.0%増）、親会社株主に帰属する中間純利益171,461千円（同63.6%増）となりました。

総合建設事業部門、デベロップメント事業部門、鉄道関連等建設事業部門、建設資材製造販売総合商社事業部門、それぞれのセグメント業績は以下のとおりであります。

（総合建設事業部門）

総合建設事業部門につきましては、売上高は、1,532,073千円と前中間連結会計期間に比べ40,313千円減少したものの、工事の生産性・採算の向上により、セグメント利益は前中間連結会計期間に比べ123,197千円増加し176,423千円となりました。

（デベロップメント事業部門）

デベロップメント事業部門につきましては、売上高の計上はありませんでした。セグメント損失は、2,015千円（前中間連結会計期間のセグメント損失は1,789千円）となりました。

（鉄道関連等建設事業部門）

鉄道関連等建設事業部門につきましては、受注が堅調に推移し、売上高は890,332千円と前中間連結会計期間に比べ133,611千円増加したものの、コストが上昇したこと等により、セグメント利益は前中間連結会計期間に比べ14,279千円減少し71,055千円となりました。

（建設資材製造販売総合商社事業部門）

建設資材製造販売総合商社事業部門につきましては、受注及び出荷が堅調に推移し、売上高は261,084千円と前中間連結会計期間に比べ4,957千円増加したものの、コストが上昇したこと等により、セグメント利益は前中間連結会計期間に比べ3,208千円減少し10,783千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、589,833千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、130,436千円の獲得（前年同期は125,913千円の獲得）となりました。これは主に、棚卸資産の増加（122,844千円）はあったもの、売上債権の減少（186,199千円）、税金等調整前中間純利益の計上（257,343千円）等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、107,715千円の支出（前年同期は13,304千円の獲得）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出（101,358千円）等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、142,964千円の獲得（前年同期は39,992千円の獲得）となりました。これは主に短期借入金の純増加額（187,000千円）、長期借入れによる収入（100,000千円）、長期借入金の返済による支出（142,952千円）等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
建設資材製造販売総合商社事業部門	51,506	89.8
合計	51,506	89.8

(注) 1. 金額は、製造費用によっております。

(2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
建設資材製造販売総合商社事業部門	265,270	112.7
合計	265,270	112.7

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
総合建設事業部門	1,476,742	100.7
デベロップメント事業部門	—	—
鉄道関連等建設事業部門	935,256	183.2
合計	2,411,999	122.0

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 建設資材製造販売総合商社事業部門の製造するコンクリート二次製品は、過去の実績及び設計活動等による予測に基づき生産をしておりますので、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
総合建設事業部門	1, 532, 073	97. 4
デベロップメント事業部門	—	—
鉄道関連等建設事業部門	890, 332	117. 7
建設資材製造販売総合商社事業部門	261, 084	101. 9
合計	2, 683, 490	103. 8

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大和ハウス工業株式会社	—	—	666, 610	24. 8
株式会社共栄土木	383, 486	14. 8	453, 585	16. 9
大鉄工業株式会社	545, 762	21. 1	389, 408	14. 5
日下部建設株式会社	421, 702	16. 3	268, 839	10. 0

※前中間連結会計期間の大和ハウス工業株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年2月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年8月31日にフィリップ・キャピタル証券株式会社と関西タクト株式会社の間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結し、持株会社化に伴い2023年1月6日に覚書を締結することにより当社へ当該契約を承継しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を

要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主

総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして扱う)。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、完成工事未収入金等が減少したものの、現金及び預金、並びに仕掛販売用不動産の増加等により前連結会計年度末に比べ133,536千円増加し、1,967,223千円となりました。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、土地の増加等により前連結会計年度末に比べ105,023千円増加し、1,136,718千円となりました。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、支払手形及び買掛金が減少したものの、短期借入金の増加等により前連結会計年度末に比べ85,982千円増加し、1,508,028千円となりました。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、長期借入金の減少等により前連結会計年度末に比べ18,883千円減少し、705,203千円となりました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、親会社株主に帰属する中間純利益(171,461千円)の計上により前連結会計年度末に比べ171,461千円増加し、890,709千円となりました。なお、自己資本比率は前期末に比べ3.6ポイント増加し、28.7%となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年5月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年8月28日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	11,900,000	4,100,000	4,100,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	16,000,000	11,900,000	4,100,000	4,100,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年5月31日	—	4,100,000	—	20,500	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
谷岡 哲広	兵庫県神戸市須磨区	3,484,900	99.99
株式会社年輪	兵庫県明石市大久保町大久保町795番地	100	0.01
計	—	3,485,000	100.00

(注) 自己株式(615,000株)は、上記大株主より除外し、株式総数に対する所有株式数の割合より自己株式数を控除して算出しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 615,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,485,000	34,850	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,100,000	—	—
総株主の議決権	—	34,850	—

② 【自己株式等】

2026年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
アスミホールディングス 株式会社	兵庫県神戸市須磨区 天神町四丁目4番35号	615,000	—	615,000	15.0
計	—	615,000	—	615,000	15.0

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年12月から2026年5月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表までの役員の異動はありません。

第 6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	446,968	614,160
完成工事未収入金等	※ 721,472	※ 535,273
未成工事支出金	6,296	7,639
商品及び製品	46,319	48,378
原材料及び貯蔵品	4,230	4,676
仕掛販売用不動産	582,925	701,921
その他	32,458	60,397
貸倒引当金	△6,985	△5,224
流動資産合計	1,833,686	1,967,223
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	316,068	307,843
土地	278,834	378,834
その他（純額）	71,505	70,000
有形固定資産合計	666,408	756,678
無形固定資産	17,569	14,556
投資その他の資産		
その他	448,239	464,051
貸倒引当金	△100,523	△98,568
投資その他の資産合計	347,716	365,483
固定資産合計	1,031,694	1,136,718
資産合計	2,865,381	3,103,941

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	407,316	346,245
短期借入金	380,000	567,000
1年内返済予定の長期借入金	283,080	268,298
未払法人税等	126,352	87,666
賞与引当金	2,694	29,899
工事損失引当金	3,302	26,300
その他	219,301	182,620
流動負債合計	1,422,046	1,508,028
固定負債		
長期借入金	623,248	595,078
退職給付に係る負債	4,111	4,318
資産除去債務	57,205	57,213
その他	39,522	48,593
固定負債合計	724,086	705,203
負債合計	2,146,133	2,213,232
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,500	20,500
資本剰余金	20,500	20,500
利益剰余金	690,248	861,709
自己株式	△12,000	△12,000
株主資本合計	719,248	890,709
純資産合計	719,248	890,709
負債純資産合計	2,865,381	3,103,941

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)
売上高	2,585,235	2,683,490
売上原価	2,235,972	2,228,461
売上総利益	349,262	455,029
販売費及び一般管理費	※ 195,004	※ 206,849
営業利益	154,258	248,179
営業外収益		
受取利息	1,255	1,461
貸倒引当金戻入額	—	3,604
その他	6,385	3,345
営業外収益合計	7,641	8,411
営業外費用		
支払利息	9,279	10,947
その他	17	—
営業外費用合計	9,297	10,947
経常利益	152,601	245,643
特別利益		
固定資産売却益	3,144	11,699
特別利益合計	3,144	11,699
特別損失		
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	—	0
税金等調整前中間純利益	155,746	257,343
法人税等	50,972	85,882
中間純利益	104,773	171,461
親会社株主に帰属する中間純利益	104,773	171,461

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31 日)
中間純利益	104, 773	171, 461
中間包括利益 (内訳)	104, 773	171, 461
親会社株主に係る中間包括利益	104, 773	171, 461

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	155,746	257,343
減価償却費	23,243	35,707
賞与引当金の増減額(△は減少)	27,601	27,205
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,046	△3,716
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	—	22,997
受取利息及び受取配当金	△1,255	△1,461
支払利息	9,279	10,947
固定資産売却損益(△は益)	△3,144	△11,699
売上債権の増減額(△は増加)	△33,183	186,199
棚卸資産の増減額(△は増加)	△14,232	△122,844
仕入債務の増減額(△は減少)	44,176	△61,071
未成工事受入金の増減額(△は減少)	△5,724	1,305
未払消費税等の増減額(△は減少)	7,081	△13,049
その他	△27,080	△66,369
小計	184,553	261,492
利息及び配当金の受取額	1,255	1,461
利息の支払額	△9,279	△11,105
法人税等の支払額	△53,675	△124,568
法人税等の還付額	3,058	3,156
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,913	130,436
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,316	△101,358
有形固定資産の売却による収入	3,144	6,820
長期貸付金の回収による収入	3,840	4,478
保険積立金の積立による支出	△9,116	△8,262
定期預金の預入による支出	△10,502	△8,106
定期預金の払戻による収入	34,001	2,401
その他	255	△3,687
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,304	△107,715
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	270,000	187,000
長期借入れによる収入	184,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△413,076	△142,952
リース債務の返済による支出	△931	△1,083
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,992	142,964
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	179,210	165,686
現金及び現金同等物の期首残高	366,587	424,147
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 545,797	※ 589,833

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 中間連結会計期間末日満期手形等

中間連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお当中間連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形等が中間連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
電子記録債権	2,430千円	132千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
役員報酬	31,800千円	32,310千円
給与手当	36,869千円	36,075千円
貸倒引当金繰入額	2,276千円	△111千円
賞与引当金繰入額	5,178千円	5,212千円
退職給付費用	63千円	713千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
現金及び預金	568,602千円	614,160千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△22,804 〃	△24,326 〃
現金及び現金同等物	545,797千円	589,833千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	合計
	総合建設事業 部門	デベロップメ ント事業部門	鉄道関連等建 設事業部門	建設資材製造 販売総合商社 事業部門	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,572,387	—	756,720	256,127	2,585,235	—	2,585,235
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	3,900	86,728	90,628	△90,628	—
計	1,572,387	—	760,620	342,855	2,675,863	△90,628	2,585,235
セグメント利益又は損 失(△)	53,226	△1,789	85,334	13,992	150,764	3,493	154,258

(注) 調整額の内容は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額3,493千円には、セグメント間取引消去、各報告セグメントに配分していない全社利益が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	合計
	総合建設事業 部門	デベロップメ ント事業部門	鉄道関連等建 設事業部門	建設資材製造 販売総合商社 事業部門	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,532,073	—	890,332	261,084	2,683,490	—	2,683,490
セグメント間の内部 売上高又は振替高	86	—	111,735	105,361	217,182	△217,182	—
計	1,532,159	—	1,002,067	366,445	2,900,672	△217,182	2,683,490
セグメント利益又は損 失(△)	176,423	△2,015	71,055	10,783	256,247	△8,068	248,179

(注) 調整額の内容は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額 △8,068千円には、セグメント間取引消去、各報告セグメントに配分していない全社利益が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)				
	総合建設 事業部門	デベロッ メント 事業部門	鉄道関連 等建設 事業部門	建設資材製造 販売総合商社 事業部門	合計
一時点で移転される財及びサービス	170,705	-	58,008	256,127	484,840
一定の期間にわたり移転される 財及びサービス	1,401,682	-	698,712	-	2,100,394
顧客との契約から生じる収益	1,572,387	-	756,720	256,127	2,585,235
外部顧客への売上高	1,572,387	-	756,720	256,127	2,585,235

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)				
	総合建設 事業部門	デベロッ メント 事業部門	鉄道関連 等建設 事業部門	建設資材製造 販売総合商社 事業部門	合計
一時点で移転される財及びサービス	220,252	-	86,774	261,084	568,110
一定の期間にわたり移転される 財及びサービス	1,311,821	-	803,557	-	2,115,379
顧客との契約から生じる収益	1,532,073	-	890,332	261,084	2,683,490
外部顧客への売上高	1,532,073	-	890,332	261,084	2,683,490

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年12月1日 至2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自2025年12月1日 至2026年5月31日)
1株当たり中間純利益	30円06銭	49円20銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	104,773	171,461
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	104,773	171,461
普通株式の期中平均株式数(株)	3,485,000	3,485,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 8 月 28 日

アスミホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 瀬古 直央
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアスミホールディングス株式会社の2025年12月1日から2026年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスミホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上